



# 鳥取県公報

令和8年2月6日(金)  
第9762号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定無形文化財の指定等の解除 (36) (文化財課) . . . . .	2
	保安林の指定予定 (2件) (37・38) (森林づくり推進課) . . . . .	2
	採石法による採取計画の認可の公表 (39) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . . .	3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (40) (会計指導課) . . . . .	3
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . .	3
	警備業法に基づく検定の実施 (4件) (警察本部生活安全企画課) . . . . .	4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . .	9
◇ 正 誤	令和7年11月28日付鳥取県公報号外第103号中訂正 . . . . .	12

## 告示

### 鳥取県告示第36号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

令和8年2月6日

鳥取県知事 平 伸 治

無形文化財の名称	無形文化財の保持者			解除年月日
	氏名	住所	特徴	
陶芸	河本 賢治	倉吉市福光	無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者	令和7年10月30日

### 鳥取県告示第37号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月6日

鳥取県知事 平 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町生山字板井谷山600の1、601の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第38号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月6日

鳥取県知事 平 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町秋縄字洞1260から1262まで、字ハチカミ尻1299、1304、1304の1、字船地1370

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

る。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第39号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社カイセイ 代表取締役 中井 巧	西伯郡南部町 倭434-7	西伯郡南部町下中谷 字川平山1155-1外 6筆（8,758平方メートル）	風化花崗岩（17,965立方メートル）	令和8年1月28日から 令和11年1月27日まで	令和8年1月28日

#### 鳥取県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年2月6日

鳥取県知事 平井伸治

1 委任させた事務

履行期限を経過した債権の収納に関する事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県令和の改新戦略本部税務課

課長補佐 伊澤 晃

係長 伊藤 彰浩

債権管理アドバイザー 宮脇 千鶴

3 委任期間

令和8年1月26日から同年3月31日まで

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

令和8年2月6日

鳥取県収用委員会会長 木村 潤

1 期日

令和8年2月19日（木）午後1時30分から

2 場所

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所3号館1階 第31会議室

## 3 件名

米子境港都市計画道路事業3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1級

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

令和8年5月7日（木）午前9時30分から午前11時まで

## (2) 実技試験

令和8年6月27日（土）午前8時30分から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

## (2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

## 4 受検定員

5名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貵重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貵重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 7 検定申請書の受付期間

令和8年4月6日（月）から同月10日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者にあっては、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年5月7日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年6月13日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（2） 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和8年4月6日（月）から同月10日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

（1） 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

（2） 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

（1） 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面

（2） 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

（3） 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

（1） 検定手数料 16,000円

（2） 納付方法

（1）に記載する金額を8の（1）又は（2）の警察署において納付すること。

11 その他

（1） この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

（2） 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

（3） 受検者は、筆記用具を持参すること。

（4） この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

---

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

## (1) 学科試験

令和8年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで

## (2) 実技試験

令和8年7月18日（土）午前8時30分から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

## (2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

## 4 受検定員

5名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 乗客等の接遇に関すること。
- エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- オ 空港に関すること。
- カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 乗客等の接遇に関すること。
- イ 手荷物等検査に関すること。
- ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 7 検定申請書の受付期間

令和8年5月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

## (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

## (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

## (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面

## (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属する

ことを疎明する書面

- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者にあっては、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年7月4日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 乗客等の接遇に関する事。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する事。

オ 空港に関する事。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関する事。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関するこ  
と。

#### 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであるこ  
と。

#### 7 検定申請書の受付期間

令和8年5月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は先着順とし、受検員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

（1）県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

（2）県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地  
を管轄する警察署

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

（1）県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面

（2）県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属する  
ことを疎明する書面

（3）写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ  
メートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

#### 10 検定手数料及び納付方法

（1）検定手数料 16,000円

（2）納付方法

（1）に記載する金額を8の（1）又は（2）の警察署において納付すること。

#### 11 その他

（1）この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

（2）実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

（3）受検者は、筆記用具を持参すること。

（4）この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23  
-0110（代））にすること。

## 調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第  
1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の  
規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

鳥取県知事 平 伸 治

#### 1 調達内容

（1）調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

（2）調達案件の仕様

入札説明書による。

（3）履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあっては消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年2月16日（月）正午までに原則としてとつと電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

電子メール k\_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、令和8年2月6日（金）から同月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### （6）入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和8年3月18日（水）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（火）午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

#### 5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）の場所に令和8年3月4日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### （1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

##### （2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

#### 8 その他

##### （1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### （2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### （3）契約書作成の要否

要

##### （4）手続における交渉の有無

無

##### （5）その他

詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 set
- (2) 2026-03-04 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2026-03-18 10:00 : Time-limit for submission of tenders  
(2026-03-17 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters  
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan  
TEL 0857-23-0110

## 正 誤

令和7年11月28日付鳥取県公報号外第103号の監査委員公告（監査結果の公表について）別冊中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 22

行 3

誤 59.4%

正 61.4%

頁 22

行 4

誤 49.2%

正 52.3%

頁 22

行 5

誤 や中部総合事務所（40.0%）などの洋式化が進んでいない。

正 などの洋式化が進んでいない。（令和7年9月現在）

頁 22

行 6 から30まで

誤

庁舎	男性用トイレ					女性用トイレ				
	大			小	洋式		和式	計		
	洋式	和式	計		数	比率				
	数	比率	数		数	比率				
本庁第一庁舎	18	85.7%	3	21	43	16	53.3%	14	30	
本庁第二庁舎	9	50.0%	9	18	27	9	36.0%	16	25	
東部庁舎	5	50.0%	5	10	15	9	64.3%	5	14	
八頭庁舎	3	50.0%	3	6	12	4	57.1%	3	7	
中部総合事務所	8	44.4%	10	18	29	8	40.0%	12	20	
西部総合事務所	12	70.6%	5	17	34	13	56.5%	10	23	
日野庁舎	5	45.5%	6	11	17	5	45.5%	6	11	
合 計	60	59.4%	41	101	177	64	49.2%	66	130	

正

庁舎	男性用トイレ					女性用トイレ				
	大			小	洋式		和式	計		
	洋式	和式	計		数	比率				
	数	比率	数		数	比率				
本庁第一庁舎	18	85.7%	3	21	43	16	53.3%	14	30	
本庁第二庁舎	9	50.0%	9	18	27	9	36.0%	16	25	
東部庁舎	5	50.0%	5	10	15	9	64.3%	5	14	
八頭庁舎	3	50.0%	3	6	12	4	57.1%	3	7	
中部総合事務所	8	44.4%	10	18	29	8	40.0%	12	20	
西部総合事務所	12	70.6%	5	17	34	13	56.5%	10	23	
日野庁舎	5	45.5%	6	11	17	5	45.5%	6	11	
合 計	60	59.4%	41	101	177	64	49.2%	66	130	

本庁第一庁舎	18	85.7%	3	21	43	16	53.3%	14	30
本庁第二庁舎	9	50.0%	9	18	27	9	36.0%	16	25
東部庁舎	5	50.0%	5	10	15	9	64.3%	5	14
八頭庁舎	3	50.0%	3	6	12	4	57.1%	3	7
中部総合事務所	10	55.6%	8	18	29	12	60.0%	8	20
西部総合事務所	12	70.6%	5	17	34	13	56.5%	10	23
日野庁舎	5	45.5%	6	11	17	5	45.5%	6	11
合 計	62	61.4%	39	101	177	68	52.3%	62	130